

下北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 30年度の 人件費率
2年度	859人	2,838,861千円	98,047千円	150,311千円	5.2%	6.8%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

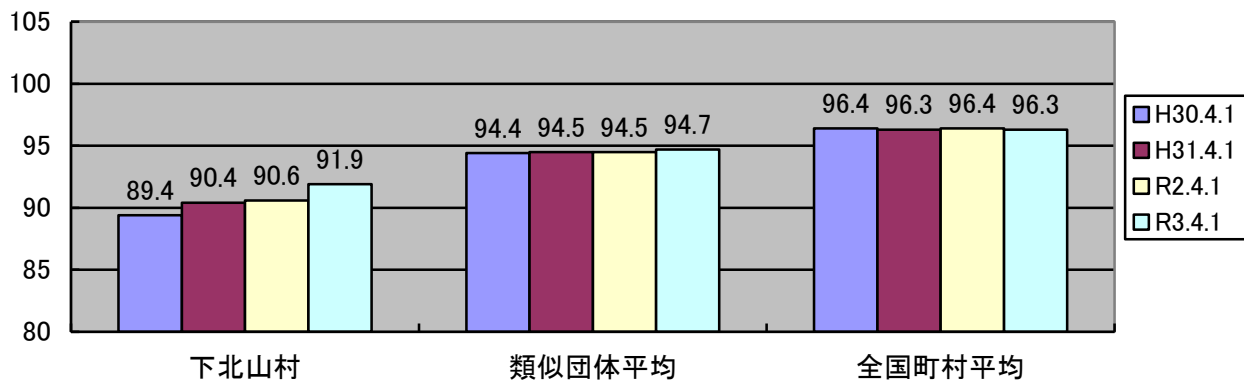
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似 団体平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	37人	100,282千円	10,984千円	39,045千円	150,311千円	4,062千円	5,308千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平

均したものである。

- ※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①経験年数階層内における職員の分布が変わったため

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げを実施。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

地域手当支給地域対象外のため。支給なし。

③ その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
下北山村	36.0歳	257,018円	278,413円	269,178円
奈良県	42.4歳	314,797円	413,099円	361,699円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	40.9歳	291,694円	336,856円	318,644円

② 技能労務職

	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給料月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
下北山村	62.0歳	2人	—	—	—	—	—	—	—
うち給食調理員	—	1人	—	—	—	調理士	45.4歳	287,400円	—
うちヘルパー	—	1人	—	—	—	—	—	—	—
奈良県	54.3歳	65人	299,907円	351,456円	334,544円	—	—	—	—
国	50.9歳	2319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		下北山村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	145,800円	—
	中学卒	139,900円	132,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	※	—	—	※
	高校卒	—	※	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(注) 1 該当者がいない欄については「—」としている。

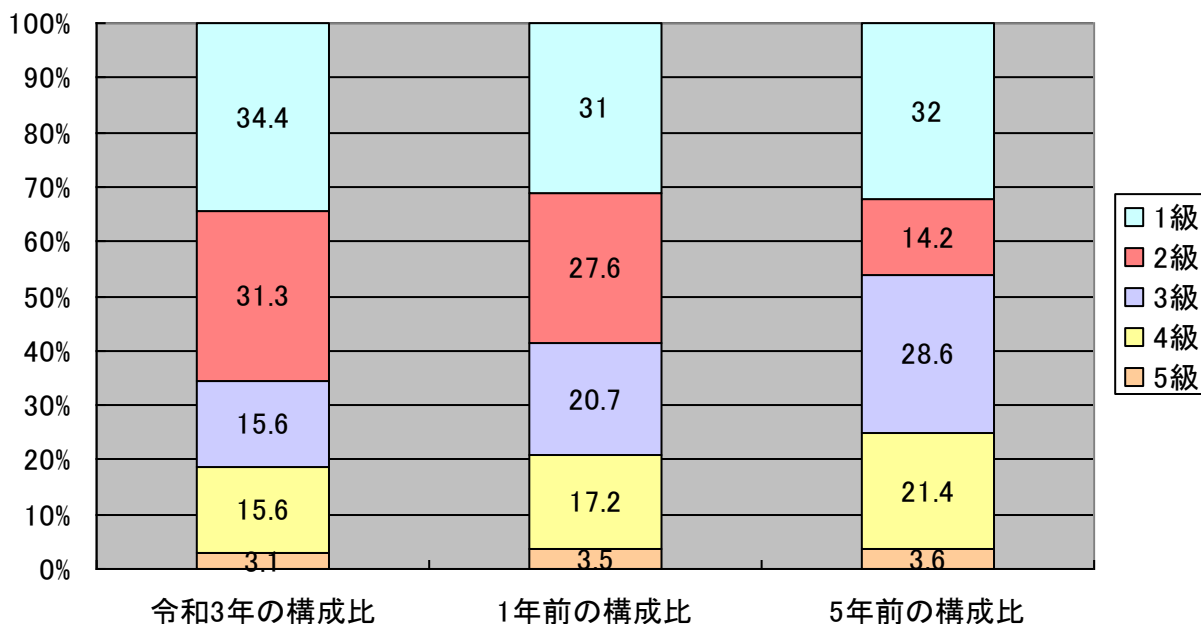
2 対象となる職員が2人未満の場合は、個人の特定を避けるため、「※」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

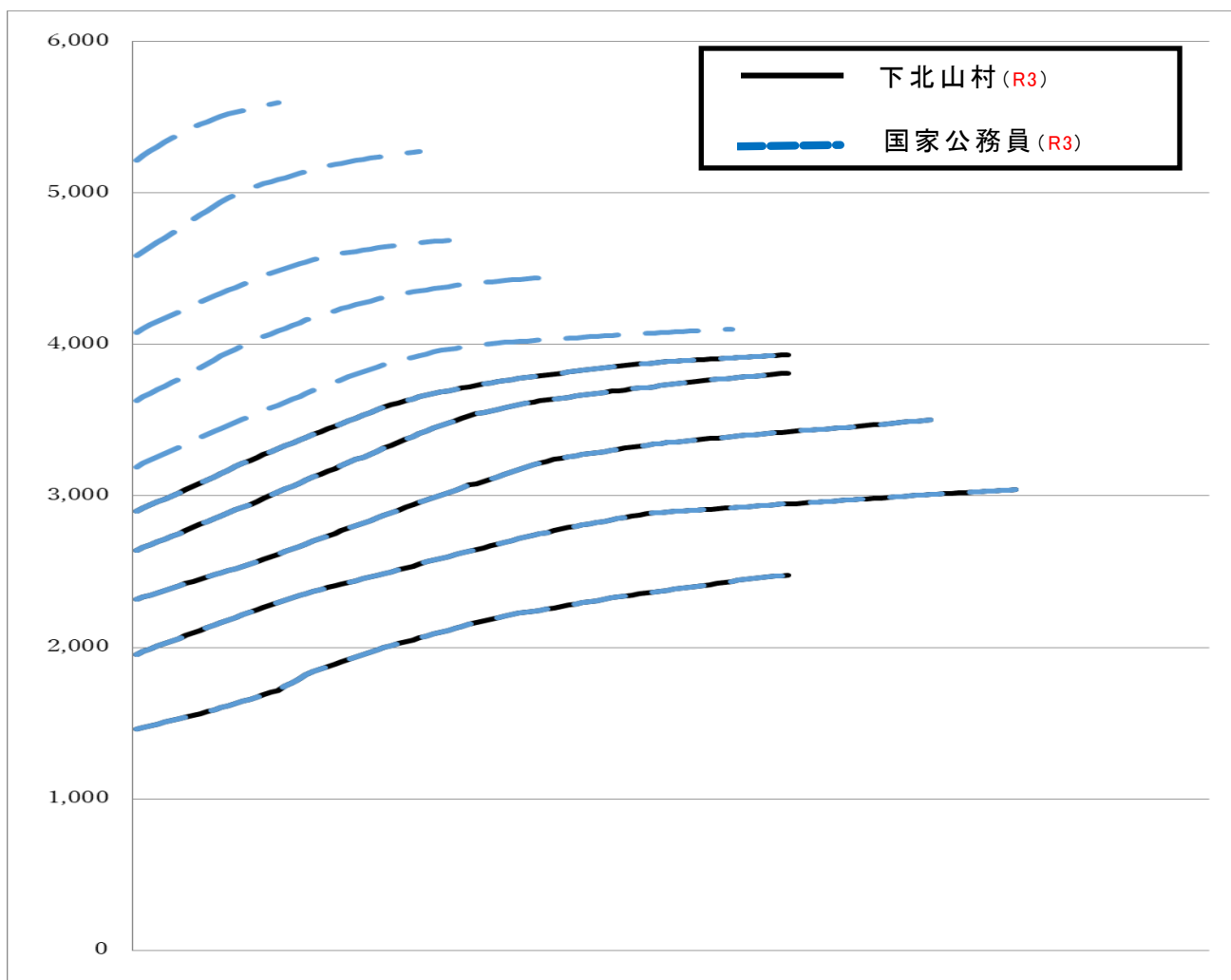
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・主事	11人	34.4%	146,100円	247,600円
2級	主事	10人	31.3%	195,500円	304,200円
3級	主査・係長・課長補佐	5人	15.6%	231,500円	350,000円
4級	主幹・課長	5人	15.6%	264,200円	381,000円
5級	課長	1人	3.1%	289,700円	393,000円

- (注) 1 下北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（下北山村）

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

下北山村	奈良県	国
1人当たり平均支給額（令和2年度） 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,642千円	—
（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 0.90月分 （1.40）月分 （0.90）月分	（令和2年度支給割合） 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% 管理職加算 10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（下北山村）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

下北山村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2～45%加算)		
1人当たり平均支給額 8,993千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、直近2年間に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算）		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度）		0%	
手当の種類（手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業手当	伝染病防疫に従事する職員	伝染病防疫作業	日額2,000円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算）	1,918千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	53千円
支給実績（平成31年度決算）	7,056千円
職員1人当たり平均支給年額（平成31年度決算）	185千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(5) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他の扶養家族 6,500円 ・配偶者がいない場合の子 10,000円 ※満15歳～満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ		1,894千円	126,266円

住居手当	・借家(家賃が16,000円を超える場合に限る)額に応じて支給 上限額 28,000円 ・持家 支給無	同じ		1,643千円	109,533円
通勤手当	・自動車等の使用者 距離2Km以上、距離区分に応じ 2,000円～31,600円を支給 ・交通機関利用者 最高支給限度額55,000円	同じ		1,100千円	35,483円
管理職手当	・管理監督に地位にある職員に支給 課長級10% 主幹級5%	一部異なる	加算率	2,204千円	367,333円
宿日直手当	・1回4,400円	同じ		2,209千円	66,939円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	村 長 副 村 長	660,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額		
		565,000 円		770,000 円 / 455,000 円	630,000 円 / 440,000 円	
報 酬	議 長 副 議 長 議 員	210,000 円		360,000 円 / 140,000 円		
		170,000 円		320,000 円 / 115,000 円		
		160,000 円		300,000 円 / 100,000 円		
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(令和2年度支給割合) 3.35月分				
	議 長 副 議 員	(令和2年度支給割合) 3.25月分				
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×在職年数×520/100		1,373万円	任期毎	
		給料月額×在職年数×330/100		746万円	任期毎	
		給料月額×在職年数×240/100		494万円	任期毎	
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

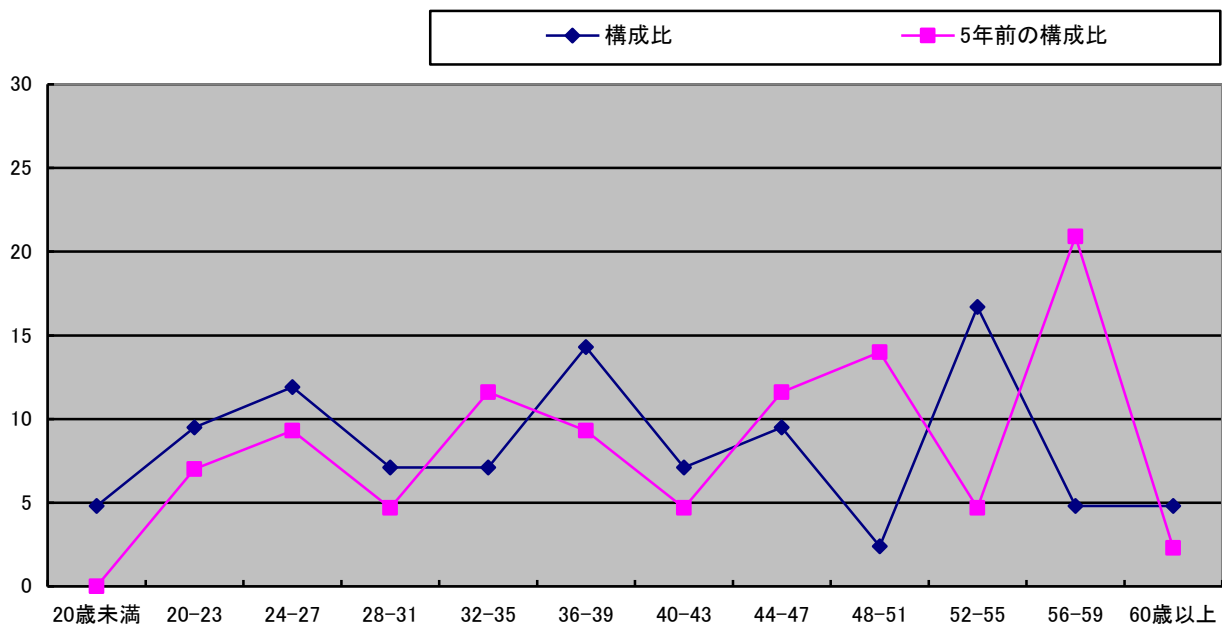
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

分部門	区		職員数		対前年増減数	主な増減理由
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議総	1	1		採用に伴う増 異動に伴う増
		会務	8	8		
		税務	1	1		
		農林水産	2	2		
商工土木		4	5	1		
民生衛生		2	3	1		
衛生	10	10				
	衛生	2	2			
	計	30	32	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 372.52人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 219.80人)	
	教育部門	5	5			
	小計	35	37		<参考> 人口1万人当たり職員数 430.73人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 257.00人)	
公営企業等	病院	3	3			
	その他	2	2			
	小計	5	5			
		40	42	2	採用・異動に伴う増	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和3年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	4人	5人	3人	3人	6人	3人	4人	1人	7人	2人	2人	42人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	30	32	33	32	30	32	2(6.6%)
教育	7	6	7	7	5	5	▲2(28.6%)
普通会計計	37	38	40	39	35	37	
公営企業等会計計	6	5	5	5	5	5	▲1(16.7%)
総合計	43	43	45	44	40	42	▲1(2.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。